

## 嫡出推定制度の見直し

4月1日より民法の一部を改正する法律が施行され、嫡出推定制度の見直しにより以下の内容が変更となりました。

- ①女性の再婚禁止期間の廃止
- ②婚姻の解消等の日から300日以内に子が生まれた場合であっても、母が前夫以外の男性と再婚したあとに生まれた子は、再婚後の夫の子と推定する
- ③これまで夫のみに認められていた嫡出否認権を、子および母にも認める
- ④嫡出否認の訴えの出訴期間を1年から3年に伸長

この法律は、何らかの理由によって出生の届出をしないために起こる「無戸籍者問題」の解消に向けて改正されました。

改正法は、原則として施行日以降に生まれる子に適用されますが、施行日前に生まれた方やその母も、施行日から1年間に限り、嫡出否認の訴えを提起することが可能です。

制度の詳細は、法務省ホームページで確認できます。

🌐 [https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00315.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00315.html)

### ■問い合わせ先

市民課戸籍グループ  
☎(32)8897



法務省

## 病後児対応型保育事業

病後児対応型保育事業とは、病気の回復期であり集団生活が困難で、かつ、保護者の就労などにより自宅などでの保育をすることが困難なお子さんをお預かりする事業です。

利用を希望する場合、事前に施設で登録が必要です。各施設へお問い合わせください。

■対象者 乳幼児～小・義務教育学校6年生の、市在住・在勤者の子

### ■利用時間

午前7時30分～午後7時

### ■休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始

### ■利用料金

1時間150円

### ■実施施設・問い合わせ先

- ・キッズプラネット ☎(44)4888
- ・むつみこども園 ☎(44)0405
- ・薬師寺幼稚園(分園) ☎(38)8418
- ・認定みらいこども園 ☎(38)6123

## 病児対応型保育事業

病児対応型保育事業とは、当面症状の急変が認められないが病気の回復期には至っていないことから、集団生活が困難であり、かつ、保護者の就労などにより自宅などでの保育をすることが困難なお子さんをお預かりする事業です。

利用を希望する場合は、事前に子育て応援課で登録が必要です。

### 愛泉幼稚園

- 対象者 生後6か月～小・義務教育学校6年生
- 利用時間 平日の午前8時～午後5時
- 利用料金 1時間150円
- 連絡先 ☎(44)7783

### 薬師寺幼稚園本園

- 対象者 生後6か月～小・義務教育学校6年生
- 利用時間 平日の午前8時～午後6時
- 利用料金 1時間150円
- 連絡先 ☎(48)0132

### わかば保育園

- 対象者 生後6か月～小・義務教育学校6年生
- 利用時間 平日の午前8時～午後6時
- 利用料金 1時間150円
- 連絡先 ☎(39)6305



### 自治医科大学 保育ルーム「あいりす」

- 対象者 生後3か月～小・義務教育学校6年生
- 利用時間 平日の午前8時～午後6時
- 利用料金 1時間150円
- 連絡先 ☎(58)7572

### 済生会宇都宮病院 おはなほいくえん

- 対象者 生後3か月～小・義務教育学校6年生
- 利用時間
  - ・平日の午前8時～午後6時
  - ・土曜日(第2土曜日を除く)の午前8時～午後1時
 ※第2土曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、5月30日は休園。

### ■利用料金 1回2,500円

### ■連絡先 ☎028(678)9600

### 新小山市民病院 病児保育室ひまわり

- 対象者 生後6か月～小・義務教育学校6年生
- 利用時間 平日の午前8時～午後6時
- ※年末年始(12月29日～1月3日)は休園。

### ■利用料金 1回2,000円

### ■連絡先 ☎(28)3385

### 共通

### ■事前登録・問い合わせ先

子育て応援課 ☎(32)8903